

工 検 第 175 号
令 和 8 年 7 月 13 日

工事関係機関の長 様

会計局 工事検査課長

工事成績採点基準の一部改正について（通知）

このことについて、「工事成績採点基準」（令和 8 年 3 月 31 日最終改正）に規定する「考
査項目別運用表」を下記のとおり一部改正しましたので通知します。

なお、この通知は、工事検査課のホームページで公表するとともに、（一社）福井県建
設業協会にも通知していることを申し添えます。

記

1 改正の内容

週休 2 日等を達成しなかった場合、減点評価（最大－2 点）を行う。

①二次評定 〔土木・建築共通〕

（考査項目別運用表 別紙-2.4（共通） 7. 法令遵守等）

改正前	減点なし
改正後	16. 特記事項：（理由：週休 2 日を達成しなかった。）と記載して ■その他 －2 点 または 16. 特記事項：（理由：完全週休 2 日を達成しなかった。）と記載して ■その他 －1 点

2 考査項目別運用表自体の変更はありません。

3 適用日 令和 8 年 7 月 15 日以降に入札公告した工事から適用する。

【減点数】

	完全週休 2 日	週休 2 日	減 点
【発注時】 完全週休 2 日工事	達 成	—	なし
	未達成	達 成	－ 1 点
	未達成	未達成	－ 2 点
【発注時】 週休 2 日工事	—	達 成	なし
	—	未達成	－ 2 点

「達成」とは「福井県建設工事における週休 2 日工事実施要領」に基づくものとする。

担当：工事検査課 清田

内線：2 2 1 2

考査項目別運用表

（ 第二次評定者 ）

考 査 項 目	細 別	法令遵守の該当項目一覧表	
7. 法令遵守等	I. 法令遵守等 減点 0 点		
		措 置 内 容	点数
		■ 項目該当なし	0 点
		□ 指名停止 3 ヶ月以上	-20 点
		□ 指名停止 2 ヶ月以上 3 ヶ月未満	-15 点
		□ 指名停止 1 ヶ月以上 2 ヶ月未満	-13 点
		□ 指名停止 2 週間以上 1 ヶ月未満	-10 点
		□ 文書注意	-8 点
		□ 口頭注意	-5 点
		□ 工事関係者事故または公衆災害が発生したが、当該工事に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分がなかった場合（もらい事故や交通事故は含まない。）	-3 点
		□ 総合評価落札方式において、入札時に加点評価された項目が達成されず、契約金額の減額または損害賠償請求を行った。	-10 点
		■ その他：	-2または-1 点
		①本考査項目（7. 法令遵守等）で評価する事例は、施工にあたって工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった場合に適用する。 ②「施工」とは、請負契約書の記載内容（工事名、工期、施工場所等）を履行することに限定する。 ③「工事関係者」とは、当該工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場従事職員及び当該工事にあたって下請契約し、それを履行するために従事する者に限定する。	
		[上記で評価する場合の適用事例] □ 1. 入札前に提出した調査資料などにおいて、虚偽の事実が判明した。 □ 2. 承諾なしに権利又は義務を第三者に譲渡又は承継した。 □ 3. 使用人に関する労働条件に問題があり送検された。 □ 4. 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。 □ 5. 当該工事関係者が贈収賄などにより逮捕又は公訴された。 □ 6. 一括下請や技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。 □ 7. 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。 □ 8. 労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。 □ 9. 監督又は検査の実施を、不当な圧力をかけるなどにより妨げた。 □ 10. 下請代金を期日以内に支払っていない、不当に下請代金の額を減じているなど下請代金支払遅延等防止法第4条に規定する親事業者の遵守事項に違反する行為がある。 □ 11. 過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検された。 □ 12. 受注企業の社員に「指定暴力団」又は「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等の暴力団関係者がいることが判明した。 □ 13. 下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団対策法第9条に記されている、砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。 □ 14. 安全管理が不適切であったことから死傷者を生じさせた工事関係者事故又は重大な損害を与えた公衆損害事故を起こした。 □ 15. 福井県建設工事元請下請関係適正化指導要綱の規定に違反し、適正な元請下請関係の確保に支障がある事実が判明した。 □ 16. 特記事項（暫定評価の明示及び理由等記入）：（理由：）	
		■ 16. 特記事項（暫定評価の明示及び理由等記入）：（理由：週休2日を達成しなかった。）→ -2点	
		■ 16. 特記事項（暫定評価の明示及び理由等記入）：（理由：完全週休2日を達成しなかった。）→ -1点	
	記載例1		
	記載例2		